

「救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」収集データ利活用
検討ワーキンググループ設置要綱改正（案）

新 旧 対 照 表

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 データWGは、大阪府の要請に応じ、以下の業務を行う。</p> <p><u>（1）ORIONデータの収集・解析に関する事項。</u></p> <p><u>（2）ORIONデータの第三者提供の運用等</u>に関する事項。</p> <p><u>（3）「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の運用等</u>に関する事項。</p> <p><u>（4）</u>その他ORIONデータの利活用に関し必要と思われる事項。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 データWGは、大阪府救急医療対策審議会、府内の救急医療施設、消防機関、大学及び行政機関等に属する者のうち、ORION<u>データの利活用</u>等に関して必要な専門的知識及び技能を有する<u>委員</u>で構成する。</p> <p>2 <u>委員</u>は、必要に応じて<u>大阪府健康医療部保健医療室医療対策課長（以下「医療対策課長」という。）</u>が選任することとし、<u>業務が終了したときは、解任することとする。</u></p> <p><u>（座長）</u></p> <p>第4条 データWGに<u>座長を置くこととし、医療対策課長が、委員のうちから指名する。</u></p> <p>2 <u>座長は、データWGを代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>（作業部会）</u></p> <p>第5条 <u>データWGに、必要に応じて作業部会を置くことができる。</u></p> <p>（守秘義務）</p> <p>第6条 <u>委員</u>は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 <u>また、解任後も同様とする。</u></p> <p>（実費弁償等）</p> <p>第7条 大阪府は<u>委員</u>に対し、謝礼及び実費弁償を行うことができる。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 データWGは、大阪府の要請に応じ、以下の業務を行う。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（1）学術的な利用を目的とした、ORIONデータの第三者提供に関する事項。</u></p> <p><u>（2）ORIONデータを活用した、「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」（以下、「実施基準」という。）の検証等</u>に関する事項。</p> <p><u>（3）</u>その他ORIONデータの利活用に関し必要と思われる事項。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 データWGは、大阪府救急医療対策審議会、府内の救急医療施設、消防機関、大学及び行政機関等に属する者のうち、ORIONの<u>活用</u>等に関して必要な専門的知識及び技能を有する<u>者</u>で構成する。</p> <p>2 <u>データWGメンバー</u>は、必要に応じて選任するとともに、<u>任期は業務終了時とする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（守秘義務）</p> <p>第4条 <u>データWGメンバー</u>は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 <u>その職務を退いた後も同様とする。</u></p> <p>（実費弁償等）</p> <p>第5条 大阪府は<u>データWGメンバー</u>に対し、謝礼及び実費弁償を行うことができる。</p>

第8条 (略)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、データWGの運用について必要な事項は、大阪府において別途定めるものとする。

附 則
(略)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

第6条 (略)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用について必要な事項は、大阪府において別途定めるものとする。

附 則
(略)

(新設)